

第4 消防機関へ通報する火災報知設備（令第23条、規則第25条、平成8年告示第1号）

1 消防機関から著しく離れた場所

令第23条に規定する「消防機関」とは、消防本部、消防署、分署及び分遣所とし、「著しく離れた場所」とは、概ね直線距離で10km以上離れた場所とする。 ☆

2 歩行距離

規則第25条第1項に規定する「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。 ☆

3 火災通報装置

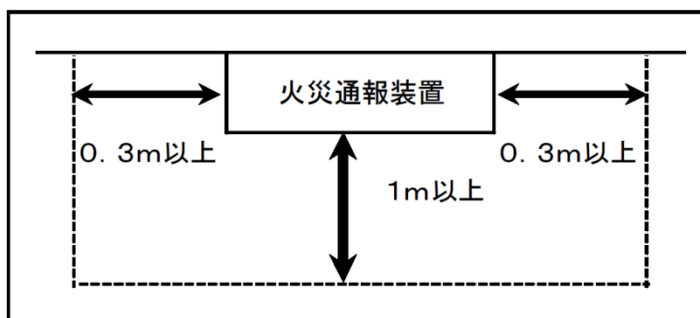
火災通報装置は、認定評価品とすること。 ☆

4 設置場所等

令第23条第2項及び規則第25条第2項の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下この第4において「防災センター等」という。）が複数ある場合は、一の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。
- (2) 手動起動装置には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられていること。
- (3) 温度、湿度、衝撃、振動、地震による震動等の影響を受けないように設けること。
- (4) 火災通報装置の前面に1m以上、両側面に0.3m以上の操作及び点検上必要な空間を保有すること。

《操作及び点検に必要な空間の例》



- (5) 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。
- (6) 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設けること。
- (7) 手動起動装置及び非常用送受話器には、標識等により、その旨を明示すること。
- (8) 手動起動装置は、床面からの高さが0.8m（椅子に座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。

5 電話回線との接続

電話回線との接続は、次によること。

第2章第3節 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

- (1) 電話回線はアナログ回線とすること。電話回線をデジタル回線としている場合は、アナログ回線を別途確保し、当該回線に火災通報装置を接続すること。
- (2) 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続すること。この場合において、構内交換機等の内線には接続されていないものであること。 ☆
- (3) 電話回線は、利用度の低い加入回線又は利用度の低い発信専用回線のうちの1回線を使用すること。ただし、火災通報装置と兼用する電話回線で、火災通報装置が優先して使用可能な場合には、この限りでない。 ◇

6 配線及び電源

規則第25条第3項第3号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。

7 通報内容（蓄積音声情報）

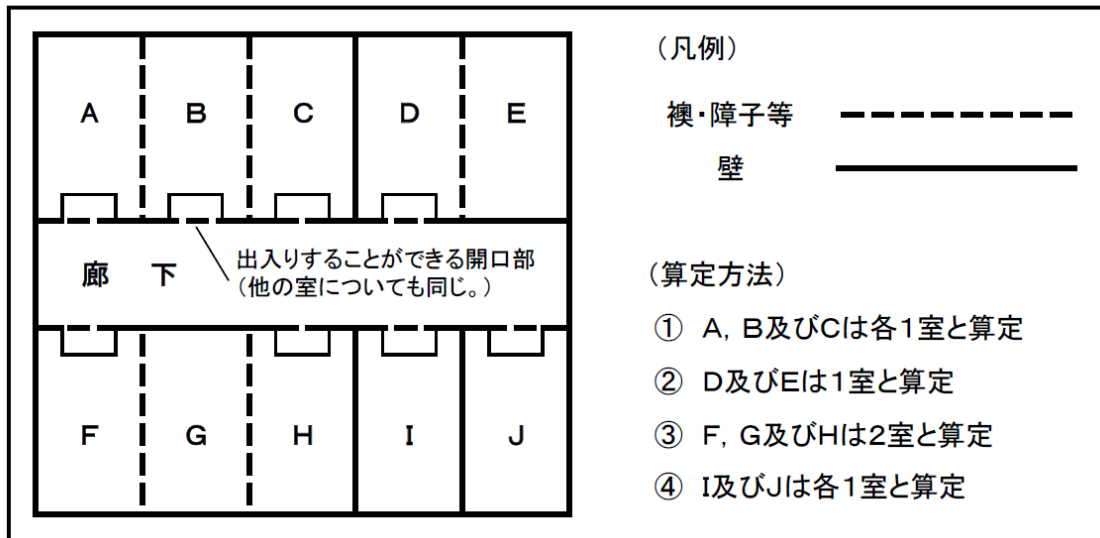
「火災通報装置の基準」（平成8年告示第1号）第3第5号（3）の規定によるほか、消防機関へ通報する火災報知設備の通報内容ガイドライン（H24.11.5付24千消協第96号）によること。ただし、この場合の電話番号については、当該防火対象物の代表電話番号（火災通報装置専用回路以外のもの）を選定すること。 ◇

8 特例適用の基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

- (1) 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であって、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、名称及び電話番号の情報その他これらに関連する内容をいう。）が明示されている場合は、火災通報装置を設置しないことができる。
 - ア 令別表第一（5）項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの。この場合における宿泊室とは、次のものをいう。
 - (ア) 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）に定める構造設備の基準における客室。この場合において、客室数は当該防火対象物に掲示されている旅館営業許可証で確認すること。
 - (イ) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定するもの以外の防火対象物の宿泊室数算定は、廊下等共用部分から直接出入りすることができる開口部の有無により判断し、開口部がある場合は、1室と算定すること。

《宿泊室数算定の例》



イ 令別表第一（6）項イ（3）（4）のうち、病床数が19以下であるもの

ウ 令別表第一（6）項ハのうち、通所施設（就寝施設を有するものを除く。）であるもの

- (2) 同一敷地内に火災通報装置の設置義務のある棟が複数ある場合で、次のア及びイに適合する場合は、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下この第4において「別棟」という。）に遠隔起動装置を設置すれば、別棟に火災通報装置を設置しないことができる。

ア 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置の位置は、防災センター等に設置すること。ただし、無人となることがある別棟に設置される遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等に設置すること。

イ 主たる棟と別棟の防災センター等には、相互間で同時に通話することができる設備を第1 自動火災報知設備 2、（2）の規定の例により設けること。

- (3) 次のアからウに適合する場合は、火災通報装置をISDN回線に接続することができる。

ア 接続装置

火災通報装置をISDN回線と接続するために使用するターミナルアダプタ（以下この第4において「TA」という。）は、次によること。

- (ア) 火災通報装置の音声信号を正確にISDN回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること
- (イ) 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。

第2章第3節 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

- (ウ) 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。
- (エ) 64 kbps の送受信情報量にしか対応していない（64 kbps を超える値に設定できないこと。）こと。

イ 接続方法

- (ア) 火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先して ISDN 回線に接続し、送出する機能を持った TA（以下この第4において「火災通報優先接続型 TA」という。）を用いる場合は、次によること。
 - a 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
 - b アナログ端末機器を接続する場合は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
 - c TA 及びデジタル端末機器を接続する場合は、デジタル端末機器用端子に接続し、送受信情報量を 64 kbps 以下とすること。
- (イ) 火災通報優先接続型 TA 以外の TA を用いる場合は、次によること。
 - a 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
 - b 火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに 1 個のみ接続すること。
 - c デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を 64 kbps 以下とすること。
 - d デジタル端末機器用端子には、他の TA を接続しないこと。

ウ TA の設置場所及び点検については、次によること。

- (ア) TA は、湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置し、地震等による転倒を防止する措置を講じること。
 - (イ) 火災通報装置を法第 17 条の 3 の 3 の規定に基き点検を実施する際には、TA の機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて報告すること。
- (4) 通常、無人となる防火対象物のうち、次のすべてに該当するものにあっては、火災の際、従業員により有効に通報することが困難なため、火災通報装置を設置しないことができる。
- ア 防火対象物の用途は、駐車場又は倉庫であること。
 - イ 防火対象物は通常無人であり、守衛室、管理人室その他の従業員の立ち寄る施設が設けられていないこと。

9 その他

次の事項に留意すること

消防機関へ通報する火災報知設備の設置位置、通報内容、接続電話回線の変更及び自動火災報知設備と連動させる等の工事を実施する場合には、工事整備対象設備等着工届が必要になること。